

こんな助成金があります!

2016年度版

【助成金】

◆キャリアアップ助成金 (最大 110 万円助成) [対象: 有期契約労働者]

- 正社員化コース☆ (最大 60 万円助成 東京都は最大 110 万円)
→有期契約労働者を正規雇用し、継続して勤務している場合に助成されます。
- 人材育成コース (800 円/時間)
→有期契約労働者を対象とした、OFF-JT/OJT 等の実施で助成されます。
- 処遇改善コース (10 万~60 万円)
→有期契約労働者の方の処遇を改善(時給の底上げ)の実施で助成されます。

◆特定求職者雇用開発助成金(母子家庭の方の雇用) (最大 60 万円助成)

[対象: 週 20 時間以上勤務している母子家庭の方]

→母子家庭の女性を雇用した場合助成☆(2 回に分けて助成 例: 30 万円×2 回)

※勤務時間 20 時間以上、30 時間未満の場合は 40 万円の助成額になります。

◆両立支援助成金 (最大 60 万円の助成) [対象: 正規雇用者、有期契約労働者]

- 出生時両立支援助成金 (最大 60 万円助成 2 人目以降 15 万円)
→男性労働者で子の出生後 8 週間以内に連続で 5 日以上の子育て休業を取得する事で助成されます。
- 介護支援取組助成金☆ (60 万円の助成 1 回のみ)
→育児介護休業法を就業規則に取り入れ実施する事で助成されます。
※募集の人数が定員に達成する可能性が高いです。

◆職場定着支援助成金(個別企業助成コース) (最大 100 万円の助成) [対象: 正規雇用者]

- 評価・処遇コース (10 万円の助成)
→現在の給与を下げず、給与に別途特別な手当を付与するシステムを導入する事で助成。
- 研修制度 (10 万円の助成)
新人研修等の研修制度を取り入れる事で助成(既に取り入れている場合は対象外)
- 健康づくり制度☆ (10 万円の助成)
→正社員に対し、定期健康診断以外の健康診断の受診をする事で助成されます。
- メンター制度 (10 万円の助成)
→労働者に対するキャリアアップを図ったメンタリング制度を設け、実施する事で助成されます。

☆がついているものは、インクループも申請をしております。

【助成額】

助成金名称		助成額	備考
キャリアアップ 助成金	正社員化 コース	60万円	有期→正規雇用
	人材育成 コース	1時間あたり 800円	使った額の補助なので、 補助金に近い
	処遇改善 コース	10万～60万円	更にコースが分かれています そのコースによる
特定求職者雇用開発 助成金(母子家庭の)		40又は60万円	2期に分けて助成 例:30万円×2回(30時間 以上の労働者)
両立支援助 成金	出生時両立 支援助成	60万円	2人以降の取得の場合は 15万円/人
	介護支援取 組助成金	60万円	1回のみ支給
職場定着 支援助成金 (個別企業助成)	評価・処遇 コース	10万円	これらの助成金を実施後、 離職率が規定値よりも減少 していた場合60万円加算。 例:正規雇用者が5人の場 合低下させる離職率は15% なのでそれ以内に収める。
	研修制度	10万円	
	健康づくり 制度	10万円	
	メンター制度	10万円	

【中小企業事業主の範囲】

区分	小売業 (飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額 または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する 労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

※ここに記載されている情報はあくまでも参考です。

助成額が変更される事もあり、募集一定数を達した場合打ち切られる事もあります。

又、助成金の名前が変わり募集がかかる事もありますので、参考にとりて見て頂ければ幸いです。

助成金の申請にあたり、就業規則の整備が必要となります。また、労働保険に加入している事等法律に違反していない事は最低条件となります。